

一般社団法人 日本LD学会 ハラスメント防止委員会規程

(目的)

第1条

日本LD学会は、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの種々のハラスメントを防止することを通して、本学会に関わる全ての人の基本的人権および尊厳を守り、各自が安心して快適に学会活動や職務に従事できるようにすることを旨とし、ハラスメント防止委員会を設ける。

(基本方針)

第2条

本学会は学会に関わる人の人権や尊厳を守るために、「ハラスメントが生じないような環境を確保すること」に努める。

(委員の構成)

第3条

本学会ハラスメント防止委員会は次の各項にあたる委員をもって構成する。

- (1) 委員会には理事長に指名された常任理事を原則委員長とし、その他の委員を数名置く。
- (2) 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会または常任理事会の議決により、別に定める。
- (3) 副委員長は、委員の互選により選出することができる。

(防止策の概要)

第4条

ハラスメントの防止策の概要として、以下の活動を行う。

- (1) ホームページ等での情報発信。
- (2) 研修会の実施。

(その他)

第5条

特別の事由により本規程で処理できない事項が発生した場合は、その都度、執行部会の協議により決定するものとする。

(本規程の変更)

第6条

本規程は、理事会または常任理事会の承認を経て変更することができる。

2023 (令和5) 年 6 月 18 日 制定